

知る・知らないに関わらず他者の権利を侵害する（あるいは侵害する恐れがある）と、大変困った問題に直面する事態が起ってきます。前号のVol.62では、そのための用心として、事前の調査の大切さをお伝えしました。

ある日突然、思いもしない相手から権利を侵害しているとして 「警告書」 という書面が届く事も有ります。この書面に、きちんに対応しないと問題は更に大きくなり、時として訴訟という段階にまで進んでしまいます。

「突然の警告にどう対応するか・・・」 の具体的な解説は別号でとし、このような警告が法的に的を得ていない内容であることも、少なからずあるように聞いていますので、今回は「警告書」を受け取った場合の心構えと基礎知識を（一社）日本デザイン保護協会の関口専務理事に、デザイン制作現場に向けて短いコラムとして、まとめていただきました。

訴訟事例として、著作権の保護を求めた「ニーチェア 事件」が後段で挙げられています。

（2014年12月14日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子）

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。 無断転用・引用はお断りいたします。

● 情報発信

ある日一枚の警告書が届いたら

一般社団法人日本デザイン保護協会 専務理事 関口 剛

ある日突然、『貴社が製造販売している包装用箱は、弊社の保有する意匠登録第12345〇〇号に類似しているの、意匠法第23条に違反し、弊社意匠権を侵害するものと判断致します。従って、弊社は、貴社商品の製造販売行為の中止、在庫商品の廃棄、貴社商品の製造販売により弊社の被った損害の賠償を求めます。つきましては、本書到達の日の翌日から14日以内に、書面にて回答 いただくようお願い致します。』 といった警告書が届いたら、どうしますか？

「警告書が届いた場合には」→まず警告書の内容の事実を確認→

- ・根拠としている法律は何なのか
- ・権利が有効に存続しているのか
- ・警告書がいうとおり類似しているのか
- ・意匠権などの産業財産権の場合、無効審判が請求可能か

など総合的に判断して回答書を作成すべきです。場合によっては、和解することも視野に入れておく必要があります。

上記の例では「意匠権侵害である旨の警告書」ですが、その他 「商標権」や 「著作権侵害」もあり得ます。

また、「不正競争防止法による警告書」もあります。それぞれの法律の目的や保護対象が異なりますので、当然のことながらその対処方法も異なります。したがって、各法律の概略程度は知っている必要があります。

以下は、各法律を簡単に表にしたものです。

| | 保護対象 | 保護の趣旨 | 目的 |
|--------------|--------|----------|----------|
| 意匠法 | 意匠 | 創作の奨励 | 産業の発達 |
| 特許法 実用新案法 | 技術的思想 | 創作の奨励 | 産業の発達 |
| 著作権法 | 著作物 | 権利者の保護 | 文化の発展 |
| 商標法 | 商標 | 業務上の信用維持 | 産業の発達 |
| 不正競争防止法 | 営業上の利益 | 競争秩序の維持 | 経済の健全な発展 |

「産業財産権標準テキスト 意匠編 33頁」より
（経済産業省 特許庁 監修／独立行政法人 工業所有権情報・研修館 発行）

◆【意匠法】、【特許法】、【実用新案法】、【商標法】を特に産業財産権法と言うことがあります。

産業財産権には、特許庁に願出登録を受けることで、一定期間、独占的に実施することが出来る権利が生じます。パッケージデザインにおいては、意匠法に関係することが多いと思いますので、まずは意匠法について説明致します。

まず、意匠法による権利は排他的独占権（絶対的独占権）と言われ、「意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。」（意匠法第23条）と規定されています。したがって、他人の実施を差し止め請求をすることで排除し、損害賠償請求をすることができます。

また、意匠登録されたものは、意匠公報に掲載され公開されているので、だれでも意匠公報で見ることができます。なので、意匠公報を見ていなかったことは、損害賠償請求や差し止め請求をするにあたり、過失がなかったことの証明にはなりません。

「他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。」（意匠法第40条）と規定されています。

簡単に言うと、偶然の一致による創作である旨の主張立証は通用しませんので、警告書に対しては警告者の意匠とは類似していないとの主張により、意匠権を侵害していない旨の主張を客観性をもってしなければなりません。

特許法、実用新案法、商標法に関しても同様です。

◆これに対して、著作権侵害や不正競争防止法（※注）による訴えについては、偶然の一致である旨の主張は、立証ができれば認められます。

このように他人との関係において成立する【著作権】などのような権利を相対的独占権と呼んでいます。したがって、相対的独占権による警告書に対しては、類似していない旨の主張または権利者は自分である旨の主張、場合によっては偶然の一致である旨の主張をすることになります。

公正な競争を確保し、不正な行為を防止する目的の法律である、【不正競争防止法】については、類似していない旨の主張または偶然の一致である旨の主張をすることになります。

ところで、権利者は自分である旨の主張または偶然の一致である旨の主張は、立証できる可能性はありますが、一般的には立証することはかなり困難です。著作権などの相対的独占権は通常審査をしないので、簡単に権利を獲得することができるものの、いつ誰にどんな権利が発生したのか判りづらい制度になっているためです。この際には、いつ誰が創作したのかを明確にしておくことが効果的です。

それを明確にする方法としては、公証人役場での認証や利害関係のない第三者（例えば、当協会が行っている「寄託制度」）が証明する証明書を活用することをお勧めします。

「訴訟の事件になった具体的な事例」→どの法律で保護されようとしたか→

さて、各種の法律があることが分かったので、具体的な事例として「NY CHAIR（ニーチェア）事件」について簡単に説明します。NY CHAIRは、デザイナーの新居猛氏がデザインした椅子で、ニューヨーク近代美術館の永久展示品に選ばれたほど有名で、皆さんも知っていると思います。

NY CHAIR



<http://www.rakuten.co.jp/malsyo/> より

かつて、新居氏は意匠権を保持していました。当時は意匠権の存続期間が15年（現在は20年／日本）でしたので、15年経過した段階で模倣品が出てきました。意匠権が満了したので法的には合法でした。当時、かなり有名になっていたため、だからこそ模倣品が出たのですが、新居氏は模倣を止めさせようとして訴訟を起こし、ニューヨーク近代美術館に展示されるほどの作品であるから、著作権によって保護されるべきである旨を主張しました。

しかしながら、椅子などの工業製品は意匠法で保護すべきであり、NY CHAIRは、意匠法で独占権として保護されるもので有るから、別途著作権で保護することはできない旨の判決となりました。

この時、かなり有名な椅子となっていたので、不正競争防止法で訴えれば結果は違っていたかもしれません。尤も、新居氏は、椅子の創作であっても、それは思想感情の創作的表現にあたるとして著作権での保護に拘ったといわれています。

上記の事例は椅子ですが、椅子であっても効果的保護のためには【意匠法】や【不正競争防止法】などの各種の法律が関係しているように、パッケージデザインについては椅子以上に【著作権法】や【商標法】などの法律も関係していますので、そのことを常に意識している必要があります。中でも、意匠権はかなり強力ですので、忘れてはなりません。また、意匠権を得ようとして意匠登録出願の際には、我が国の意匠法の特徴である〈部分意匠制度〉や〈関連意匠制度〉を活用することにより、効果的保護を図ることが肝要です。

（以上は、平成26年10月7日開催の「2014東京国際包装展」のパッケージデザインパビリオンにおいて行われたセミナーを再構成したものです。著者）

（※注）【不正競争防止法】
事業者間の公平な競争を確保するための法律です。
その第1条（目的）に「この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されています。

デザイン保護レポートページにあります、以下のバックナンバーもご参照ください。
Vol.27 「不正競争防止法とデザイン保護」
Vol.35 「入門 不正競争法のイロハ」
Vol.46 「フリーライドからブランドを守る・不正競争防止法」

● 活動報告

2014年度 第2回 D-8 デザイン保護研究会

10月23日（木）18:30～21:00 於：JIDA事務局（六本木・アクシスビル4F）

参加者：
各協会デザイン保護担当委員：DSA(欠席)／JAGDA・1名／JCDA（欠席）／JID 2名／JIDA 1名／JJDA 2名／JPDA 2名／SDA 1名
オブザーバー：経済産業省デザイン政策室・1名／特許庁意匠課・1名／デザイン保護協会・1名
議長：（SDA）

議題：
1. 「D-8創作証」について
・申請者に対する次年度以降の自動更新を組み入れることの前回での決定を受けて、そのための周知説明文を決定し、各協会毎に会員への周知を計ることを決定する。
・利用状況確認のために、利用者へのアンケート実施を決定する。アンケート項目は次回に各協会からの意見を持ち寄り、検討し決定する予定。実施時期は翌年に持ち越す。
・並行して、創作証のPR方法検討と、より使いやすい具体案を検討していく。

2. 「契約・報酬ガイドライン」について
・各協会（業界）におけるデザイン業務内容の抽出をし、以下の項目を整理していく方針で検討継続となる。
A：デザインによって提供できる価値・事業など
B：デザインの業務内容
C：デザイン業務フロー

3. 「特定ものづくり基盤技術高度化指針の見直しについて」概要説明
経済産業省デザイン政策室担当者からの配布資料を基に、デザイン業務への支援方向等について研究会委員との質疑応答がなされた。

次回開催予定 12月18日（木）18:30～20:30 於：JIDA事務局会議室（六本木・アクシスビル4F）